

平成26年7月23日

生活保護基準引き下げによる、就学援助の対象者の縮小を阻止するための実効的な措置を講じることを求める意見書

千葉県弁護士会
会長 蒲田 孝



第1 意見の趣旨

- 1 国は、就学援助制度の対象者縮小の原因となっている生活保護基準の引き下げを直ちに撤回すべきである。
- 2 国は、生活保護基準の引き下げが就学援助制度の対象者の縮小に影響しないよう、実効的な措置をとるべきである。

第2 意見の理由

1 文部科学省の調査

文部科学省は、昨年8月からの生活保護基準の引き下げに伴う各自治体における就学援助制度の影響について調査を行い、本年6月9日にその調査結果を発表した。

調査結果によると、生活保護基準引き下げに伴う影響への対応を直接的に行っていない自治体が71あることが明らかになった。これにより、就学援助制度の対象から外れる児童・生徒が少なからず生じることになるとと思われる。

2 就学援助制度について

就学援助制度は、学校教育法により「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は必要な援助をあたえなければならない。」(同法19条)と規定されており、経済的に困窮している家庭に対して学用品等の援助を行うことにより、義務教育の機会均等を図るものである。

就学援助の対象者は、要保護者(生活保護法6条2項)、準要保護者(市町村教育委員会が生活保護法6条2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者)である。準要保護者の要件については、多くの自治体において生活保護費に一定の係数を掛ける形で定めており(文部科学省の調査では1203自治体、68%)、昨年8月の生活保護基準の引き下げによりその対象者の範囲が縮小されることが懸念されていた。

すなわち、生活保護基準は我が国における「健康で文化的な最低限度の生活」の水準を具体化したものであり、地方税の非課税基準、介護保険の保険料・利用料や障害者自立支援法による利用料の基準、就学援助の給付対象基準など、税制、福祉、教育などの多様な施策の適用基準に連動している。

当会は、2012(平成24)年10月18日、「生活保護基準の引き下げに反対す

る意見書」を公表し、同意見書において、生活保護基準引き下げにより就学援助の適用範囲が縮小される可能性を指摘していた。日本弁護士連合会をはじめ、各地の弁護士会からも同様の意見が寄せられていた。

3 国の姿勢

この点、国は、「生活扶助基準の見直しに直接影響を受ける国の制度」については、「できる限りその影響が及ばないように対応する。」とする一方、準要保護者に対する就学援助については、「国の取組を説明の上、その趣旨を理解した上で各自治体において判断して頂くよう依頼」するとしてきた（「生活扶助基準の見直しに伴い他制度に生じる影響について（対応方針）」）。

しかしながら、このような国の姿勢は弱者切り捨ての負担を地方に押しつけるものであり、何ら解決とはならないものである。準要保護者に対する就学援助制度については、2005（平成17）年に国庫補助が廃止されており、国が各地の自治体に「依頼」をしたところで、特に財政力の弱い自治体が従前の基準を維持するのは困難である。昨年8月の生活保護基準の引き下げの後、就学援助の対象者が減少しないよう様々な配慮を行っている自治体も見られるが、各自治体の努力にも限界がある。

前述のように、文部科学省の調査結果によれば、「生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの」を就学援助の認定基準にしている自治体が1203（68%）も存在している。このままでは財政力の弱い自治体は就学援助の対象者を縮小してゆくことが予想される。

4 子どもの貧困対策は国の責務である

日本国憲法25条2項は、「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」としている。

また、昨年国会において、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（以下、「子どもの貧困対策法」という。）が成立した。子どもの貧困対策法は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されないこと、教育の機会均等を図る等を目的としており（同法1条）、子どもの貧困対策は国及び地方公共団体の責務としているのである（同法3条、4条）。その一方で教育の機会均等を図る就学援助制度の対象者が縮小されるというのは憲法25条2項、子どもの貧困対策法の趣旨に反することは明らかである。

従って、国は、そもそもの原因である生活保護基準の引き下げを撤回するとともに、子どもの貧困対策が国の責務であることを自覚し、少なくとも、生活保護基準引き下げが準要保護者に対する就学援助の適用基準の引き下げに影響しないよう、実効的な措置を講じるべきである。

以上